

議案第22号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成26年2月24日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第4条の2―第8条）
- 第5章 保険料（第9条―第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 第7章 罰則（第30条―第33条）

附則

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険」に改める。

第1条の見出しを「（市が行う国民健康保険）」に改め、同条中「この市」を「市」に、「定があるもの」を「定めるもの」に改める。

第6条第1項中「39万円」を「390,000円」に、「3万円」を「30,000円」に改める。

第6条の2及び「第5章 削除」を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（葬祭費）

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として30,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第8条 削除

第6章を第5章とする。

第14条の5中「51万円」を「510,000円」に改める。

第14条の5の10中「14万円」を「160,000円」に改める。

第14条の10中「12万円」を「140,000円」に改める。

第18条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「450,000円」に改める。

第7章を第6章とする。

第29条第3号中「前各号に掲げる」を「有価証券及び現金」に改める。

第8章を第7章とする。

第30条及び第31条中「この市」を「市」に、「10万円」を「100,000円」に改める。

第32条中「この市」を「市」に改める。

附則第4項中「15万円」を「150,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の守口市国民健康保険条例の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。